

国土強靱化推進会議運営規則（案）

令和6年9月9日
国土強靱化推進会議決定案

（総則）

第1条 国土強靱化推進会議（以下「推進会議」という。）の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）及び国土強靱化推進本部令（令和6年政令第276号）に規定するもののほかこの規則に定めるところによる。

（推進会議の招集）

第2条 推進会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。

（委員以外の出席）

第3条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（会議の公開）

第4条 推進会議は、原則として、公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録等の公開）

第5条 議事録及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、議事録又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。